

特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
19	公営住宅等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
舞鶴市は、公営住宅等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、取扱いの方法等が個人のプライバシーの権利利益に影響を及ぼす可能性があることを認識し、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
舞鶴市長

公表日
令和7年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、住宅に困窮する住民に対し、公営住宅を低額な家賃で賃貸等を行う。また、住宅地区改良法に基づく改良住宅を、住宅に困窮する者に対して賃貸する。 特定個人ファイルは、次の事務に使用する。 ①住宅に入居する際の入居資格の確認 ②住宅に入居する際の家賃・敷金の決定 ③入居した後における収入状況の確認等 ④市営住宅の家賃減免の決定
③システムの名称	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という)第9条第1項 別表27、52の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表 【別表における情報提供の根拠】 なし 【別表における情報照会の根拠】 27、52の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 表 【情報照会の根拠】 53、76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所：京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号：0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部 住宅課 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号：0773-66-1050
9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去 1 年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない（入手） [☐] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	収入申告書への記載により提供を受けたマイナンバーは、団体内統合宛名番号連携システムによる照会の際の検索のための使用に留めており、電子データとして公営住宅管理システムへの入力・取り込みを行っていない。また、照会の際は、氏名等からマイナンバーを調べることは行わず、申請者から提供されたマイナンバーでのみ検索を行い、一致した者のみ照会を行うことを徹底しているため。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	電子データとしての保存を行わないため、データとしての漏えい・滅失・毀損のリスクはない。対象者から書面で提供を受けたマイナンバーについては、鍵付きの書庫に保管のうえ、鍵は常時職員の管理下に置いていたため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月20日	2. 特定個人情報ファイル名	調整中	宛名情報ファイル	事後	
平成28年9月20日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	建設部住宅・営繕課	建設部都市計画課	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住宅・営繕課長 千原 明彦	都市計画課長	事後	
平成31年3月29日	8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	建設部 住宅・営繕課 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号:0773-66-1050	建設部 都市計画課 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号:0773-66-1050	事後	
平成31年3月29日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策	-	(項目を追加)	事後	
令和4年1月12日	4. 情報提供ネットワークシステムによ る情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 31、54の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7 号) 【情報照会の根拠】 第22条、第28条	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 31、54の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第22条、第28条	事後	
令和5年12月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事 務 ③システムの名称	公営住宅管理システム 住まいる7、団体内統合宛名番号連 携システム、中間サーバ	公営住宅管理システム 住まいる8、団体内統合宛名番号連 携システム、中間サーバ	事後	
令和5年12月15日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	
令和5年12月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和5年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	公営住宅管理システム 住まいる8、団体内統合宛名番号連携システム、中間サーバ	中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)、中間サーバー	事前	
令和7年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という)第9条第1項 別表第一の19、35の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、番号法という)第9条第1項 別表27、52の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条、第26条	事後	
令和7年3月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 31、54の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 【情報照会の根拠】 第22条、第28条	1. 番号法第19条第8号 別表 【別表における情報提供の根拠】 なし 【別表における情報照会の根拠】 27、52の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 表 【情報照会の根拠】 53、76の項	事後	
令和7年3月14日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	建設部都市計画課	建設部住宅課	事後	
令和7年3月14日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名”	都市計画課長	住宅課長	事後	
令和7年3月14日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	建設部 都市計画課 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号:0773-66-1050	建設部 住宅課 京都府舞鶴市宇北吸1044番地 電話番号:0773-66-1050	事後	
令和7年3月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月14日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの 対策は十分か 判断の根拠	追加	十分である 収入申告書への記載により提供を受けたマイナンバーは、団体内統合宛名番号連携システムによる照会の際の検索のための使用に留めており、電子データとして公営住宅管理システムへの入力・取り込みを行っていない。また、照会の際は、氏名等からマイナンバーを調べることは行わず、申請者から提供されたマイナンバーでのみ検索を行い、一致した者のみ照会を行うことを徹底しているため。	事後	
令和7年3月14日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	追加	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 電子データとしての保存を行わないため、データとしての漏えい・滅失・毀損のリスクはない。 対象者から書面で提供を受けたマイナンバーについては、鍵付きの書庫に保管のうえ、鍵は常時職員の管理化に置いているため。	事後	